

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定によって公告する。

令和6年12月23日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般6第20号

1 調達内容

(1) 業務名

令和7～9年度広島県庁舎清掃業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県総務局財産管理課(広島県庁本館3階)

(5) 入札方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目		内容
技術 評価	業務実績	業務実績、研修の実績・計画等、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業登録
	実施体制	実施体制及び作業計画、資格者配置
	「自主点検・評価」体制	「自主点検・評価」の計画、資格者による点検・評価、「自主点検・評価」による業務改善の実績、清掃発注仕様の改善提案

政策 評価	障害者 就労支 援	本業務にお ける取組	本業務への新規雇用、専任支援員の配置及び継続就労の支 援体制
		企業として の取組実績	障害者雇用率、就労施設からの物品調達
	法令遵 守	労務管理	社会保険の加入状況、労働者の賃金水準
	社会的 責任等	仕事と家庭の 両立支援、働 き方改革への 取組	次世代育成支援対策推進法による行動計画の届出 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要な書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、提出された技術評価等資料に必要な事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項 目	評価項目		評価基準	配点
価格評価	価格評価	入札価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格評価点は次により算出する。 (低入札基準価格/入札価格) × 100 ・ ただし、入札価格が低入札基準価格以下の場合は100点とする。 ※低入札基準価格は、最低賃金により算出する。 	100.0
技術評価	業務実績 評価	業務実績	過去3年間の同種同規模の業務実績を評価	6.0
		研 修 の 実 績・計画等	研修体制・体系・規程・計画の整備を評価 過去1年間の研修実施回数を評価	6.0
		ビル衛生管 理法（事業 登録）	建築物環境衛生総合管理業（第8号登録）の評価（本業務を所管する営業所の事業登録）	2.0

	実施体制 評価	実施体制 (作業計画 含む)	実施体制 (配置予定者数の評価も含む) を評価 (作業計画の内容も併せて評価)	10.0
		資格者配置	配置予定資格者 (ビルクリーニング技能 士) の確保の評価	2.0
	自主点検 ・評価の 計画・実 績	「自主点 検・評価」体 制計画	本業務に対する独自の「自主点検・評価」 体制の計画の評価	10.0
		社外の資格 者による点 検・評価	社外の建築物清掃管理評価資格者によ る自主点検・評価体制の評価	8.0
		「自主点 検・評価」に よる業務改 善の実績	「自主点検・評価」による業務改善の実 績を評価	2.0
	品質の維 持・向上	清掃発注仕様の改善提案	4.0	
政策評価	障害者就 労支援 (本業務 における 取組の評 価)	本業務への 新規雇用	本業務に従事する予定の障害者の新た な雇用人数に応じて評価	4.0
		継続就労の 支援体制	本業務に従事する障害者のための専任 支援員の配置及び継続就労に関する提 案の評価	16.0
	障害者就 労支援 (企業と しての取 組実績の 評価)	障害者雇用 率	企業の障害者の実雇用率 (令和6年6月 1日時点) の評価	16.0
		就労施設か らの物品調 達	県内の障害者就労施設等からの物品等 (印刷や役務提供も含める) の調達の評 価	4.0
法令遵守 (労務管 理評価)	社会保険等 の加入状況 (必須)	本業務に従事する予定の従業員の社会 保険の加入状況の評価	3.0	

		労働者の賃金水準（必須）	本業務に従事する予定の従業員の賃金水準の評価	3.0
	社会的責任等（仕事と家庭の両立支援等、働き方改革）	仕事と家庭の両立支援への取組 働き方改革への取組	次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定・労働局への届出を評価 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録を評価	4.0
合 計				200.0
価格評価の配分点				100.0
技術評価の配分点				50.0
政策評価の配分点				50.0
価格評価	$(\text{低入札基準価格} / \text{入札価格}) \times 100$ ただし、入札価格が低入札基準価格以下の場合は100点とする。			
技術評価	$\text{技術評価の配分点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$			
政策評価	$\text{政策評価の配分点} \times (\text{政策評価の得点合計} / \text{政策評価の配点合計})$			
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点			

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 技術評価点に係る要求水準は12点以上とし、これを満たさない者は落札者とししない。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）、及び令和6年広島県告示第670号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「51A 施設清掃」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第2条第1項に規定する特定建築物である場合にあつては、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に掲げる建築物清掃業又は同項第8号に掲げる建築物衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (6) 建築物衛生法第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を選任できる者であること。
- (7) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (8) 本件調達の公告日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において「51A施設清掃」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。
- (9) 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。

5 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記4(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

- (2) 申請期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに令和6年12月30日（月）から令和7年1月3日（金）までを除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

6 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法
ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県総務局財産管理課（広島県庁本館3階）
電話（082）513-2301（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日並びに令和6年12月30日（月）から令和7年1月3日（金）までを除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年1月14日（火）午後5時

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年1月20日（月）までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参又は郵便等による。

ア 持参による場合は、(4)アの日時に同イの場所において提出することとする。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

イ 郵便等による場合は、次の期限までに必着することとする。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(7) 提出先

広島市中区基町10番52号
広島県庁本館 3階財産管理課管理グループ

(4) 提出期限

令和7年2月10日（月）午後5時

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月12日（水）午前10時

イ 場所

広島市中区基町10番52号
広島県庁本館地下入札室

7 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が最も高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (7) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「51A施設清掃」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 上記(7)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記6(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和7年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和8年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

9 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局財産管理課（広島県庁本館3階）

電話（082）513-2301（ダイヤルイン） ファクシミリ050-3156-3479

メールアドレス souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Cleaning of Hiroshima Prefectural main building, etc.

(2) Fulfillment period : From 1 April 2025 through 31 March 2028 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act)

(3) Fulfillment place : Hiroshima Prefectural main building, etc.

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 pm, 14 January 2025

(5) Time-limit for tender : 10:00 am 12 February 2025 (by mail 5:00 pm, 10 February 2025)

(6) Contact point for the notice : Property Administration Division, General Affairs Bureau, Hiroshima Prefectural Government 10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan

TEL 082-513-2301(direct dialing) FAX 050-3156-3479

Mail souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp